

# 「商工業者創業・事業承継支援事業補助金」申請要領

## 第1 補助金の概要

### 1 趣旨

町内での創業及び事業承継を促進することにより地域産業を活性化させるため、町内で新たに創業し、又は事業を継承しようとする事業者に対し補助金を交付します。

※創業とは…次のいずれかに該当すること。

ア 事業を営んでいない個人が、新たに町内で事業所を開設すること。

イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、町内で事業所を開設すること。

※事業承継とは…町内で事業所を開設して事業を営んでいる者が、事業を継続させるために別の者に事業の全てを継承すること。

※事業所とは…事業の用に供する事務所、店舗又は工場(法人にあっては、本店又は主たる事務所に限ります。)

### 2 交付対象事業

次の全ての要件を満たす事業が対象です。

- (1) 地域資源を活用し、地域の課題又は住民ニーズに対応した事業
- (2) 副業又はフランチャイズ契約若しくはこれに類する契約に基づかない事業
- (3) 町の他の補助金等を併用していない事業
- (4) 創業又は事業承継を支援するために交付される補助金について、国、愛媛県又は公益財団法人えひめ産業振興財団等の小規模事業者の支援機関から、採択を受けていない事業又は採択を受ける可能性がない事業

※地域資源とは…町内に存在する次のもの

ア 農林水産物

イ 空き家及び空き店舗

ウ 歴史、文化、自然等を利用した観光資源

エ 町内で培われた製造技術

オ 伝統工芸品

### 3 補助率

交付対象経費の2/3以内の額

### 【交付対象経費】

申請に当たっては、次の(1)から(7)までのいずれかの経費を含めなければなりません。例) 登記費用だけの補助金申請は、対象外です。

- (1) 町内事業者が施工した事業所の新築、増築、修繕及び改修に要する経費  
※居宅部分を除きます。
- (2) 設備及び機械装置の修繕、購入及び借用に要する経費  
※機械装置とは、事業用の機械です。パソコン等は対象外です。
- (3) 構築物の製作に要する経費
- (4) 商品の試作に要する経費
- (5) 知的財産権の保護に要する経費
- (6) マーケティング調査に要する経費
- (7) 技術指導の受入れに要する経費
- (8) 土地及び建物の借用に要する経費のうち、その3か月分までの経費  
※ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。  
ア 敷金  
イ 礼金  
ウ 借入先の所有者が、3親等以内の親族であるもの
- (9) 不動産登記及び商業・法人登記に要する経費

### 【交付対象外経費】

- (1) 消費税及び地方消費税の額
- (2) 補助金の交付決定の日以前に支払いを行った経費

## 4 交付限度額

50万円(1,000円未満切捨て)

## 第2 補助対象者

### 1 交付対象となる事業者

次のいずれにも該当する事業者が対象となります。

- (1) 小規模事業者
- (2) 創業又は事業承継の日までに、個人事業者にあつては町内に住所を有すること、法人にあつては町内に事業所を置くこと。
- (3) 創業又は事業承継の日が交付申請日以前の場合、その創業又は事業承継の日が交付申請日から180日を超えないこと。
- (4) 創業又は事業承継の日が交付申請日以後の場合、その申請年度内に創業し、又は事業承継をすること。
- (5) 補助金の交付申請時から事業進捗報告(第3の6参照)が終了するまで、愛南町商工会の助言及び経営指導を受けること。

※小規模事業者とは…以下の中小企業者のうち、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業にあつては、5人）以下の事業者。ただし、農業、林業、漁業及び金融業・保険業を営む業種を除きます。

参考：中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に定める中小企業者の定義

業種	中小企業者 ※資本金、従業員数の一方が下記の場合	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②～④を除く。)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

※創業又は事業承継の日とは…個人事業の開業・廃業等届出書の「開業・廃業等日」又は法人設立届出書の「事業開始(見込み)年月日」

## 2 交付対象とならない事業者

以下のいずれかに該当する事業者は、対象外となります。

- (1) 町税等を滞納している者
- (2) 愛南町暴力団排除条例(平成23年愛南町条例第13号)第2条第1号から第3号までに該当する者
- (3) 申請者の事業に係る役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合、その申請者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項の風俗営業及び同条第5項の性風俗関連特殊営業を行う者
- (5) 国及び法人税法別表第1に規定する公共法人
- (6) 政治団体
- (7) 宗教上の組織又は団体
- (8) 愛南町が出資し、又は出えんしている法人

## 第3 手続きの流れ

### 1 交付申請

愛南町商工会のサポートを受けながら、次の書類を提出し、交付申請をしてくだ

さい。

※愛南町商工会のサポートは、事業進捗報告（第3の6参照）まで受ける必要があります。

(1) 商工業者創業・事業承継支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
(2) 創業又は事業承継の計画書(任意様式)
(3) 誓約書兼町税等の滞納調査同意書(様式第2号)
(4) 納税証明書 ※申請者が町外者の場合は、その住所地又は事業所の所在地の市町村で交付されたもの
(5) 収支予算書(様式第3号)
(6) 見積書の写し等の支出予定経費の明細が分かる書類
(7) 上記のほか、補助事業の内容が分かる書類 ※図面、設計書、カタログ、現場写真等

## 2 補助金の交付決定等

交付申請書類を受理した後、その内容を審査し適正と認められるときは、交付決定通知書により申請者に通知します。

なお、審査の結果、不採択となった場合及び「3 補助事業の変更・中止」の場合においても、同様に申請者に通知します。

## 3 補助事業の変更・中止

補助金の交付決定後に、交付対象経費の2割を超える増減額が生じる変更をしようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、次の書類を提出し、変更申請をしてください。

(1) 商工業者創業・事業承継支援事業補助金(変更・中止)申請書(様式第5号)
(2) 収支変更予算書(様式第6号)
(3) 見積書の写し等の変更する支出予定経費の明細が分かる書類
(4) 上記のほか、補助事業の(変更・中止)の内容が分かる書類 ※変更図面、変更設計書、補助事業の中止に至った経緯が分かる書類等

## 4 実績報告

補助事業が完了したときは、完了した日から20日以内に次の書類を提出し、その実績を報告してください。

(1) 商工業者創業・事業承継支援事業補助金実績報告書(様式第7号)
(2) 収支決算書(様式第8号)
(3) 領収書の写し、契約書の写し等の支出経費の明細が分かる書類
(4) 住民票及び個人事業の開業・廃業等届出書の写し(個人事業者の場合)
(5) 法人設立届出書の写し、履歴事項全部証明書及び定款又は規約の写し(法人の場合)
(6) 上記のほか、補助事業の実施状況が分かる書類

※完成図面、完成写真等

(7) 商工業者創業・事業承継支援事業補助金請求書(様式第9号)

5 補助金額の確定及び補助金の交付

実績報告書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは補助金を交付します。

なお、補助金の交付決定後に補助金の概算払いは行いませんので、御注意ください。

6 事業進捗報告

補助事業完了事業年度の翌事業年度から3年間、創業又は事業承継後の事業進捗を記載した報告書(任意様式)を提出してください。

**第4 申請・問い合わせ先**

〒798-4196 愛南町城辺甲 2420 番地

愛南町役場商工観光課(本庁2階) 電話：(0895) 72-7315